標準処理期間の未設定理由

番号　25

処　　分　　名	建築物等の移転及び除却の認可
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
条　　項	第77条第8項
所　　管　　課	市街地整備課

【標準処理期間を未設定とした理由】
過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。